

令和8年度 物品売買単価契約書

(案)

沖縄県立中部病院長

(以下「甲」という。)

と、
(以下「乙」という。)

物品の売買について次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、物品を買い入れるものとする。

(1) 物品の名称 仕様書のとおり

(2) 規 格 〃

(3) 納入 単価 〃

(4) 納入 場所 沖縄県立中部病院

但し、経済情勢が大きく変動し、価格に著しく変動があるときは甲乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

第2条 甲は必要に応じて、乙に物品の納入通知を行うものとする。

第3条 乙は甲の納入通知を受けたときは、指定された期日までに物品の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

第4条 甲は、乙が物品を納入するときは、乙の立会いのもとに検査を行うものとし、検査に合格しなければ納入することができない。

第5条 納入した物品が、甲の不注意に起因することなく破損が生じたときは甲は、取替え又は補修の要求をすることができる。この場合の費用は乙が負担し、甲の指定する期日までに行わなければならない。

第6条 1 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により納入期限までに物品を納入することができな

きは、その理由を詳記して期限延長願いを提出することができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当であると認めるときは、これを承認し次条の違約金を免除することができる。

第7条 甲の責に帰すべき事由により契約代金の支払いが第4条第3項に定める支払期日までに支払われなかったときは、乙は、支払期限の日の翌月から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。ただし、風水害等その他甲の責に帰し難い事由による支払遅延利息に対しての期間は、支払遅延利息を支払う日数に含めないものとする。

第8条 1 乙は、各月の納入額をとりまとめて甲の指定する請求書により代金の支払いを甲に請求するものとし、甲は乙の適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき前項の月請求額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

第9条 甲は、次の各号のひとつに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の責を負わない。

(1) 納入期限内に納入できる見込みがないとき。

(2) 乙に誠意がなく、完全に契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 納入に関し、不正の行為があると甲がみとめたとき。

第10条 入札保証金5/100

(ただし、沖縄県病院事業局財務規程第132条第2号各号のいずれかに該当する場合は免除する)

第11条 契約保証金10/100

(ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2号各号のいずれかに該当する場合は免除する)

第12条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本件業務の実施のため合理的に必要な範囲で、甲の事前の承諾を得ることを条件に委託を行うことができることとし、この場合は委託先の住所・氏名・委託範囲及び委託先に関する管理方法等を甲に対し文書をもって連絡するものとする。

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第14条 この契約の存続期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第15条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県病院事情局財務規程(平成18年3月31日沖縄県病院事業局管理規程第19号)及び沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)を遵守するものとし、もし、疑義を生じたときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県うるま市宇宮里281番地
沖縄県立中部病院
院長

乙